規　　程	住友ベークライト コーポレートガバナンス・ガイドライン	基　　本
全　　社		０００９

第1章　総則

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、住友の事業精神に沿った基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」を経営理念として掲げています。この経営理念の下、「プラスチックの可能性を広げることで、持続可能な社会を実現する。」を存在意義（パーパス）と定め、さまざまなステークホルダーの価値創造への貢献を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。そのためには、ステークホルダーに信頼され、必要とされることが重要であり、コンプライアンスの徹底をはじめ社会・環境への適合性の高い経営、経営を取り巻くリスクへの対処が効率的かつ効果的に行われる当社グループの体制の構築など、本ガイドラインに基づいて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組みます。

第2章　株主の権利・平等性の確保

1. 基本方針

当社は、すべての株主がその保有する株式の内容および数に応じて、実質的な平等性が確保され、適切な権利行使ができるよう、環境の整備に努めます。

2. 株主総会における権利行使

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、招集通知の早期発送や発送前のウェブサイトでの開示、機関投資家・海外投資家による議決権行使の利便性の向上など、株主総会における権利行使に係る環境整備のための施策に取り組みます。

3. 資本政策に関する基本的な方針

当社は、健全かつ安定した財務基盤の維持を前提に、資本効率の向上を図り、事業活動の成長と拡大のための投資を継続的に行うとともに、当社グループの資金需要のバランスや投資の実行状況、今後の計画等を勘案しつつ、総合的な判断に基づき、安定的かつ継続的に株主還元を行います。

4. 政策保有株式

(1) 当社は、事業運営上の必要性や取引関係の維持・向上を図る目的で、中長期的に企業価値の向上に資すると判断する場合に株式を保有します。保有する株式については、その経済合理性や保有の意義を踏まえて取締役会で定期的に保有の必要性を検証し、必要性が低いと判断する場合には、当該株式を売却することとします。取締役会においては、個々の銘柄について、保有目的、保有による便益・リスクと資本コストの比較、経済合理性以外の

企業価値向上への寄与を踏まえて検証を行います。

(2) 当社は、前項に基づき保有する株式の議決権行使について、議案の内容が投資先企業の企業価値の向上に資するものか、保有株式の価値を毀損するものでないかを判断して行使します。特に、長期にわたる業績低迷や重大な不祥事が発生している場合、または当社の株主価値を大きく毀損しうる議案については、慎重に賛否を判断します。

5. 買収防衛策

当社は、買収防衛策を導入・運用することとなる場合には、その必要性および合理性を慎重に検討し、法令等に基づく適正な手続を確保するとともに、企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させるものであること等について、株主に対して十分な説明を行います。

6. 関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役その他の関連当事者との利益相反取引について、取引の有無および内容の確認を行うとともに、法令の規定に基づき取締役会による承認および報告を行い、適切に管理します。

第3章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主のみならず、当社グループを取り巻く従業員、顧客、地域社会、取引先等のステークホルダーとの協働が重要であることを認識し、基本方針（経営理念）に基づくパーパスを設定し、その実現に向けた事業活動を通じてステークホルダーの価値創造に貢献します。

2. 行動指針・倫理規範

当社は、ステークホルダーとの適切な協働を行い、当社に寄せられる社会からの期待・要請に応えるべく、基本方針（経営理念）および当社グループが事業活動を行うための規範となる「私たちの行動指針」の趣旨を踏まえて、当社グループの役員・従業員が業務遂行にあたって準拠すべき具体的な行動基準として「住友ベークライトグループ倫理規範」を定め、実践します。当該倫理規範は、事業展開国に応じた翻訳版を作成し、毎年度実施するコンプライアンス教育を通じて、当社グループの役員・従業員に周知します。コンプライアンス教育の実施状況は、コンプライアンス委員会において検証し、その結果をサステナビリティ推進委員会を経て、取締役会に報告します。

3. サステナビリティ推進

当社は、基本方針（経営理念）に基づく「サステナビリティ推進方針」を定め、サステナ

ビリティ推進委員会を中心とする体制の下で、当社グループのサステナビリティ活動を継続的かつ全社的に推進します。サステナビリティ推進委員会は、気候変動を含む環境問題や人権の尊重などのサステナビリティに関する課題の対応、その中でも中長期的な企業価値向上を実現するために当社グループが取り組むべき課題として特定した「経営の重要課題（マテリアリティ）」への具体的な取り組みやその進捗を明確化するためのKPIの設定など、サステナビリティに貢献する施策の立案・検討・決定を行い、これを対外的に開示します。取締役会は、サステナビリティ推進委員会から報告を受け、活動状況やその進捗を監督します。

4. 多様性の確保

当社は、当社グループ全体で、多様な人材が個性や能力を発揮し、一人ひとりの状況に応じた公正な機会が提供され、相互の理解と尊重のもとで、いきいきと活躍できる組織の実現に向けて、「DE&Iの実現に向けた基本方針」を定め、DE&I（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公正性）、インクルージョン（包括性））の推進に取り組みます。

5. コンプライアンス通報制度

当社は、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度を整備し、コンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を知った当社グループの役員・従業員およびステークホルダーが社内窓口または社外窓口に直接通報できるよう運用します。コンプライアンス通報制度の運用状況は、コンプライアンス委員会において検証し、その結果をサステナビリティ推進委員会を経て、取締役会に報告します。

6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の積立金の運用にあたり、人事・経理・IRの部門を統轄する取締役を委員長とし、人事や財務部門のメンバーで構成する企業年金資産運用委員会を設置します。企業年金資産運用委員会は、運用状況に関するモニタリングを定期的に行うとともに、運用機関が行うスチュワードシップ活動についても確認を行います。

第4章　適切な情報開示と透明性の確保

1. 基本方針

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して、同時に、平等に、正確な情報を開示することを基本的な考え方として、法令等に基づく情報開示を適時・適切に行うとともに、ステークホルダーの有用性に資する情報の開示に努め、経営の透明性・公平性を確保します。

2. 情報開示の充実

(1) 当社は、ウェブサイト等を通じて、当社グループの財務情報および非財務情報を日本語のみならず英語でも積極的に開示することで、ステークホルダーに対する情報開示の充実に努めます。

(2) 当社は、当社グループの経営戦略や経営計画の策定にあたって、収益力や資本効率等に関する具体的な目標を設定するとともに、その達成に向けた事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等の具体的な取り組みについて中期経営計画等を通じて開示し、その内容について株主に対してわかりやすい説明を行います。

第5章　コーポレート・ガバナンス体制

1. コーポレート・ガバナンス体制に対する考え方

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用します。また、執行役員制度を導入し、取締役会で選任する執行役員が業務執行の責任者として、取締役会で決定された方針に基づいて社長の指揮命令のもとで業務を執行します。執行役員制度により、重要な業務の決定と業務の執行を分離し、取締役会の役割としての業務執行の監督の実効性を高め、業務執行の迅速化と責任の明確化を図ります。監査役および監査役会は、取締役の職務の執行を監視し、取締役会が適正にその役割を果たしていることを監査します。このように取締役、監査役、執行役員がそれぞれの責任と役割を果たし、株主をはじめとするステークホルダーの信頼に応えうる企業統治を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげます。

2. 取締役および取締役会

(1) 取締役および取締役会の役割・責務

① 取締役および取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を認識し、内部統制の有効性や経営判断の妥当性等についての監督を誠実に実行するとともに、経営陣の積極的な業務執行を促進することを役割としてその責務を果たします。

② 当社は、法令による取締役会の専決事項および定款の定めに基づき、事業方針・経営計画や業務執行上の重要な事項に関する具体的な基準を取締役会付議基準として定め、取締役会で決議します。また、これに該当しない事項については、重要度に応じて決裁基準を設け、これに基づき経営陣が決定します。経営陣に委任された業務執行が適切になされているかを監督するために、取締役会における業務執行状況の報告の充実を図ります。

③ 取締役会は、サステナビリティ推進委員会をはじめとする各種の社内委員会の審議内容のほか、当社グループのサステナビリティに関わる課題への対応に関する事項、リスクおよびその対応策などのリスクマネジメントに関する事項、人的資本の活用に関する事項、コンプライアンスに関する事項ならびに内部監査に関する事項等について、

報告を受け、審議を行います。

④ 取締役会は、取締役会の実効性評価を毎年度実施し、取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役に対するアンケートに基づく自己評価・意見集約、その分析結果に基づく各会議体での議論・意見交換、これらを踏まえた取締役会での評価結果の総括・課題設定、そして課題の改善に向けた取り組みの実施というプロセスを通じて、PDCAのサイクルを回すことで取締役会の実効性を向上させます。

⑤ 取締役会は、審議が円滑かつ活発に行われるよう、資料の事前配布や十分な審議時間の確保、社外役員会等を通じた審議事項の事前説明などに取り組みます。また、将来の決議事項になりうる事項や積極的な議論が必要な事項については、付議に至る前段階で検討事項として取締役会に取り上げることで、十分な審議時間を確保します。これらの取り組みについては、取締役会の実効性評価を通じて、審議の活性化につながっているかどうかを把握します。

(2) 取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、当社グループの中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、経営目標や株主価値と連動した報酬体系を構築します。具体的には、役位に応じた固定報酬である「月額報酬」、長期ビジョンの達成を見据えて設定した経営指標を踏まえた業績連動報酬である「賞与」、および株主との価値共有を促進するための中長期インセンティブとしての非金銭報酬である「株式報酬」により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。

(3) 取締役会の構成

① 取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営陣の業務執行を監督するという責務を遂行するための知識・経験・能力を備えた社内の取締役、および客観的な視点に基づいて会社の方針や業務執行に意見を述べることが期待できる社外取締役により構成し、女性や外国人の登用も検討し、10名程度の取締役で運営する方針とします。

② 取締役会は、当社グループの経営環境、事業特性、中期経営計画および経営の重要課題等を踏まえて、取締役会が必要とする重要な知識・経験・能力等を選定し、その選定理由とともにこれを開示します。

③ 当社は、他社での会社経営、技術的知見、法務・会計等の専門的見地などに基づく豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しうる独立性を有する社外取締役を3分の1以上選任します。

(4) 社外取締役

① 当社は、社外取締役の独立性を担保するにあたり、独立性判断基準を取締役会において決定し、これを開示します。

② 社外取締役は、自らの専門的知見を生かして、経営陣から独立した客観的な立場でステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することをその責務とし、主に次に掲げる

役割を果たします。

・経営が適正かつ合理的に行われているかを監督すること。

・中期経営計画を含む会社の戦略・計画・事業案件に対して助言・意見・指摘を行うこと。

・公正性・透明性を確保すべく、取締役の指名・報酬のプロセスに関与すること。

3. 監査役および監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割・責務

① 監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を認識し、取締役の職務の執行の適法性・妥当性を監査し、取締役会の実効性の確保に資する意見を述べるなど、その役割を積極的に果たします。

② 監査役会は、前項の役割を果たすべく、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応えることができる良質な企業統治体制の確立に資するため、環境の変化に柔軟に対応し、公正不偏で透明性のある監査を実施することを基本方針とします。

③ 監査役会は、実効性向上のために毎年度監査活動を振り返り、その実効性の評価について、監査役会の構成、監査役会および監査役の権限や責務、監査役会の開催頻度や議事運営、社長や社外取締役との交流、取締役会との関係、監査法人や内部監査部門との連携などの多様な視点から全監査役で議論します。

④ 監査役会は、監査役会で定めた評価基準に基づいて会計監査人である監査法人の評価を行い、その品質管理、監査体制、職務遂行状況、独立性、専門性、海外ネットワークなどが適切であるかを確認し、総合的に勘案して監査法人が必要な独立性と専門性を有しており、会計監査人として適任であると認められた場合のみ再任を決定することとします。

(2) 監査役会の構成

監査役会は、財務・会計・法務に関する知識を含む監査役としての職務遂行に必要と考える重要な知識・経験・能力等を選定し、それらを有する者からなる多様な構成の維持に努めることとします。

4. 指名・報酬委員会

(1) 当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置します。指名・報酬委員会は、取締役の指名に関しては、取締役の選任および解任、代表取締役の選定および解職ならびに代表取締役社長の後継者計画について審議を行い、その審議結果を踏まえて取締役会に対して答申を行う取締役会の諮問機関として、取締役の報酬に関しては、取締役会の決議に基づく委任を受けて、取締役の報酬等（制度・方針を含みます。）に関する事項に対する決定権限を有する機関として位置付けます。

(2) 指名・報酬委員会の委員長は、取締役会の決議により、独立社外取締役の中から選定します。

5. 支援体制

(1) 当社は、取締役・監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、支援体制を整備します。具体的には、取締役会の事務局を担う総務法務部および監査役会の事務局を担う監査役付属がそれぞれ取締役・監査役と連携しながら、社内との連絡・調整、情報提供その他のサポートを行います。

(2) 当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）との間で取締役会の審議事項の事前共有や当社の事業戦略・経営課題に関する情報交換や認識共有を図ることを目的として、社外役員、常勤監査役および社内役員を含む管理部門で構成する社外役員会を毎月開催し、社外役員間および監査役や社内部門との間で連携できる体制を整備します。

(3) 当社は、前各項に掲げるもののほか、次に掲げるトレーニングおよび情報の提供を適宜実施します。

① 新任の取締役・監査役に対して、必要に応じてその責務を十分に理解する機会を、外部機関の主催する研修などを含めて提供するほか、新任の社外取締役・社外監査役に対しては、当社の事業・財務・組織等に関する必要な情報を提供します。

② 社外取締役・社外監査役に対して、必要に応じて事業所や関係会社の見学などの機会を提供します。

③ 取締役・監査役に対して、経営に関わる重要な法改正等適宜必要な情報を共有するための研修を行うとともに、外部機関の主催する研修の機会を適宜提供します。

第6章　株主との対話

1. 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針を次のとおり定めます。

① コーポレート・コミュニケーション部が、経営陣による株主との面談や説明会等において対話を行う支援業務を行い、総務部門、経理部門および経営企画部門がコーポレート・コミュニケーション部の支援業務に協力する体制を整備します。

② 株主との対話を充実させるため、年度および四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催するほか、国内外の主要機関投資家との間で代表取締役社長または経理担当取締役が個別のミーティングを定期的に行います。

③ 当社のウェブサイトに、決算情報をはじめとするIR情報のほか、ニュースリリース、事業内容等の会社情報、研究開発やサステナビリティに関する取り組みなど、随時株主の理解に資する情報を掲載し、情報開示に取り組みます。

④ 株主との対話により得られた意見や要望等を経営陣に報告するとともに、重要な情報

は定期的に取締役会で共有します。

⑤ 重要事実が生じた場合には、インサイダー情報の管理に関する規程に従った厳格な情報管理を行うとともに、株主との対話に際しても、明確にこれを管理します。また、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するため、年度および各四半期決算発表予定日の概ね2週間前を「沈黙期間」とし、この期間は決算に関するコメントや質問への回答を差し控えます。

以上

制定	2025年10月1日	社達-135-005	実施　2025年10月1日
改正	2026年6月24日	社達-136-004	実施　2026年6月24日